

国会改革の軌跡

—平成元年以降—

武 田 美 智 代

目 次

はじめに	2 国会審議活性化法
I 前史—平成元年まで	3 民間からの提言
II 政治改革論議と国会改革	IV 構造改革論議の中での国会改革
1 政府・与党の検討	1 自民党の改革案
2 政党レベルの検討	2 衆議院の改革論議とその成果
3 その他の改革提言	3 民間及び他の政党からの提言
4 土井衆議院議長の国会改革案	4 参議院改革
III 行政改革と国会の改革	おわりに
1 国会の行政監視	
	<資料> 国会改革の経緯(年表)

はじめに

国会改革は古くて新しい課題である。国会法が成立した戦後当初、改革論議はもっぱら与野党の対立を背景に、国会運営の混乱をいかに正常化し充実させるか、国会の機能不全をどう改善するかの議論が中心となっていた観があり、その背景にある制度そのものの議論は、必ずしも十分であったとはいえない。実際に行われた改革も、国会運営の正常化を目的とした対症療法的な性格が強く、与党は審議の効率化、野党は審議の充実を求めて、それぞれの立場から改革を要求していたともいえる。しかし平成元年以降議論が始まった政治改革の動きは、国会改

革を含む我が国の政治制度全般を見直す契機となった⁽¹⁾。

平成元年5月に党議決定された自由民主党(以下、「自民党」とする。)の「政治改革大綱」は、「政治とカネ」の問題を個々の政治家に特殊な問題として取り扱うのではなく、政治活動全体の仕組みの中で理解すべきものとして、政治改革を政治制度全般に関わる改革と位置づけた⁽²⁾。国会改革もその文脈で議論されてきたが、選挙制度改革や政治資金制度改革と比べると、当初は、個々の議員の倫理問題としての捉え方が主流であった。その後、改革論議の重点は、細川、村山政権下での立法機能の強化の議論、

(1) リクルート事件を契機とする平成元年以降の政治改革の全体像については、佐々木毅編著『政治改革1800日の真実』講談社、1999.等を参照のこと。

(2) 自由民主党政治改革委員会「政治改革大綱〔答申〕」『月刊自由民主』435号、1989.6、pp.40-42.（「第一 政治改革の考え方」の部分）

橋本政権下の行政改革、国会の行政監視機能強化の議論へと続く。小渕政権下では、政府委員制度の廃止論、森政権から小泉政権下では、構造改革論議の中での国会運営の効率化の議論に進み、現在は、「聖域なき構造改革」の一環として、議員経費の見直しや国会事務局改革が、国会改革の焦点として浮かび上がっている。

本稿では、選挙制度改革をはじめとする政治制度全般の改革に取り組んだ平成元年以降の時期を対象として、政治改革から行政改革へ、そして現在の小泉構造改革に至る政治過程の中で、その時々政権の政治課題との関連で国会改革がどのように検討されたか、その論点がどのように変化してきたかを、改革を主導した各団体・機関等の提言とともに振り返る⁽³⁾。

I 前史 —平成元年まで

平成元年以降の国会改革論議を見る前に、国会改革の重点がどのように変化してきたかを現在と比較する意味で、また参議院改革のように、現在につながる議論も既に行われているという意味で、その前史である戦後の国会改革の検討の経緯を概観する。

我が国の国会は、日本国憲法第41条に定める国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。第1回国会は、現憲法施行後の昭和22年

5月20日に召集された。法案審議面でそれまでの帝国議会と大きく異なる点は、帝国議会が三読会制⁽⁴⁾による本会議中心型の審議手続を取っていたのに対し、行政部門に対応する常任委員会を中核とする委員会中心の審議方式に移行したこと、新たに公聴会制度を取り入れ、有識者等の意見聴取の機会をつくったことなどであった⁽⁵⁾。

国会の制度、機構、運営について定めた国会法(昭和22年4月30日法律第79号)は、昭和22年4月30日に公布され、日本国憲法と同時に同年5月3日から施行された。明治憲法体制下とは異なり、国会が政府に対し優位に立つことが強く意識されたが、国会運営は戦前の帝国議会における慣行を引き継いで、新たに設置された議院運営委員会と戦前の帝国議会時代から存続する各派交渉会⁽⁶⁾が分担した。前者は主として議院運営に関する原則を決定し、後者は日々の議事運営の実際に当たったが、各派交渉会の非公開性が連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)に問題視され⁽⁷⁾、その任務は後に議院運営委員会に一本化された。国会法成立の翌年には、運営上の不備を改め、法の理念である委員会中心主義を修正・緩和する目的で、早くも法改正が行われている。

いわゆる「55年体制」が成立する昭和30年後から、院内で与野党の乱闘事件がしばしば起

(3) 本稿で取り上げる人物の肩書きは、特に断りのない限り、当時のものである。

(4) 法律等の審議に当たって、最初に全体的に検討し、ついで逐条審議を行った上で、最後に再び全体的な検討を行って決定する制度

(5) 戦後の国会制度の理念は、日本占領の実質的主体であったアメリカの議会制度の影響が強いといわれている。国会法制定に関わる経緯について、川人貞史『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会、2005、pp.36-55.等を参照のこと。

(6) 各派交渉会は、明治37年の第21回帝国議会から議長の諮問機関として設置された各派協議会の後身。議長と各会派の間で議会運営の諸問題を協議する機関で、昭和14年1月の第74回帝国議会から、各派交渉会と名称を改めた。戦後の第2回国会まで存続した。

(7) 「国会法立案過程におけるGHQとの関係」(1954.11.10.)『西澤哲四郎文書248』pp.32-33。(国立国会図書館憲政資料室所蔵)；「日本国憲法の誕生」(国立国会図書館ホームページ) <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05/002_39/002_39_037l.html> (last access 2006.6.2.) 以下、インターネット情報は、すべて2006年6月2日現在である。

こり、国会運営の正常化が国会改革の主要なテーマとなった。自民党、日本社会党（以下、「社会党」とする。）の二大政党の対立と国会正常化に向けた与野党による協議が繰り返され、昭和40年代には議院運営委員会の下に、国会改革を議論する場が設けられた⁽⁸⁾。またこの時期、参議院では、戦後初期に緑風会を中心とする無所属議員が活躍し「良識の府」とされていた時期が終わって政党化の傾向が強まり、本来の使命を果たしていないのではないかとする批判が相次いでいた⁽⁹⁾。これを受けて、昭和46年7月参議院議長に就任した河野謙三氏は、就任直後党籍を離脱するとともに、諮問機関を設置し参議院改革の検討を開始した⁽¹⁰⁾。

昭和49年の参議院選挙の結果、与野党の議席差はわずか7議席となったが、この傾向は昭和51年及び54年の総選挙でも続いて、いわゆる「保革伯仲」の時代に入り、多党化が進んだ。与野党の勢力の接近は、国会運営の議論を対決・強行型から話し合い型に進展させ、国会改革の論点は、河野参議院議長以来の参議院改革論議の継続、昭和51年に発覚したロッキード事件を契機とする政治倫理確立をめぐる議論、さらに行政改革推進の動きの中で立法府に求められた合理化、効率化の要望へと推移していった⁽¹¹⁾。

ロッキード事件は、国会改革の論点を、政治倫理の確立を求める議論に集約することとなった。昭和60年10月の第103回国会（臨時会）で議決された政治倫理綱領や行為規範を実効性あるものとするため、同年12月には衆参両院に政治倫理審査会が設置されて、政治倫理の問題は一応の決着を見た。この間、新たな政治課題として浮上したのが行財政改革で、昭和56年3月に設置された臨時行政調査会（第二臨調）は、同年7月の第1次答申の中で、「国民各層が負担を分かち合い改革に努力するという趣旨から、立法府や司法府においても自発的に合理化、効率化の努力をされることを強く要望したい」⁽¹²⁾と述べている。国会運営の効率化、経費の縮減が新たな課題となり、衆議院では第二臨調の答申後に議長の私的諮問機関である「議員関係経費等に関する調査会」が設置された。翌昭和57年には、応召・帰郷旅費の廃止、議員宿舍の縮小・料金値上げの検討等を内容とする調査会の答申が議長に提出された。ただこの答申は、今日議論されている合理化、効率化の議論に比べると、まだ穏やかな内容といえる⁽¹³⁾。

昭和57年の公職選挙法改正で導入された拘束名簿式比例代表制は、政党が決める名簿順位で候補者の当選が決まるという政党本位の選挙制

(8) 衆議院は、議院運営委員会が議長の諮問を踏まえ、議会制度に関する各般の問題について自由に討議する場として、昭和41年3月10日に議会制度に関する協議会（衆議院議会制度協議会）の設置を決定した（『衆議院先例集 平成15年版』衆議院事務局，2003，p.180.）。

(9) 特に昭和46年の参議院選挙では、「組織にしばられぬ参院の良識」を掲げて独自の活動を続けてきた無所属の市川房枝、山高しげり両氏が落選し、参議院の政党化はほとんど完結したと言われた（「影薄れた参院無所属」『朝日新聞』1971.6.29）。

(10) 参議院では河野謙三議長の下に、昭和46年7月30日、8人の学識経験者からなる私的諮問機関である参議院問題懇談会が設置され、河野議長に参議院運営の改革について意見書が出された。また安井謙参議院議長時代の昭和52年11月21日の議院運営委員会で、議長の諮問機関である参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）が設置され、以後参議院改革論議の中心的役割を担っている（『参議院先例録 平成10年版』参議院事務局，1998，pp.553-557.）。

(11) 昭和60年代までの議論については、衆議院・参議院編『議会制度百年史 議会制度編』1990，pp.214-235,255-272.；大山礼子「国会改革の流れ—資料—」『レファレンス』440号，1987.9，pp.112-129.；浅野一郎編著『解説 政治改革』ぎょうせい，1990，pp.225-247.等を参照のこと。

(12) 「資料 行政改革に関する第一次答申」（昭和56年7月10日）『自治研究』57巻8号，1981.8，p.164.

度であったため、参議院の政党化が一層進んだ。財界筋から参議院無用論が出てきたのに対抗すべく、この時期、参議院改革論議も高まった。昭和61年の衆参同日選挙における自民党の圧勝後、国会改革論議は自民党を軸に進められた。しかし昭和63年に発覚したリクルート事件は、すべての政党、政治家を政治制度全般の見直し、いわゆる政治改革論議の渦に巻き込んだ。

II 政治改革論議と国会改革

リクルート事件の発覚を契機に政治改革論議が高まった平成元(1989)年は、国際的には冷戦の終結という大きな節目の年であった。同年秋のベルリンの壁の崩壊と東欧の民主化は、我が国の戦後の政党政治にも大きな影響を与えた。また国内的にも、消費税の導入と参議院選挙での自民党の大敗など、それまでの政治の構図が大きく揺らいだ年でもあった。このような時期に、政治スキャンダルを契機として始まった政治改革は、冷戦構造下の政治制度を改革し、政党本位の政治制度を目指すものであった。

政治改革の目的は、本来政治への信頼を取り戻しその再生を図ることにあり、政治とカネ、腐敗防止、政治倫理、選挙制度、国会のあり方等広範なテーマが想定されていた。まず第1に考えられたのが、政治腐敗に結びつきやすい個々の政治家中心の資金調達の仕事みを、政党中心の制度に変えることであり、改革の中心は選挙制度改革に収斂して行った。同じ政党の候補者が同一選挙区から複数出馬することから、政策による争いというより有権者へのサービス合戦

となる中選挙区制が腐敗の温床とされたのである。最終的には、衆議院で小選挙区比例代表並立制という新たな選挙制度を採用し、政党中心の政治資金制度に改め、政党への公費助成制度を新たに導入した。

1 政府・与党の検討

各政党の中で、この時期、政治改革論議に最も積極的に関わったのは自民党であった。リクルート事件発覚後の昭和63年12月の記者会見で、竹下登首相は、政治改革を政府の第8次選挙制度審議会、党の政治改革委員会(会長:後藤田正晴党選挙制度調査会長)、そして首相の私的諮問機関としての「政治改革に関する有識者会議」(座長:林修三元内閣法制局長官 第2回会合以降)の3本柱で取り組むことを表明した。政治改革の議論は当初、政府、自民党、首相の私的諮問機関の3機関を中心に進められた。政府の第8次選挙制度審議会は、選挙制度と政治資金制度に特化して答申をまとめたが、自民党と首相の私的諮問機関の政治改革提言では、以下のとおり国会改革についても触れられている。

平成元年4月竹下首相に提出された「政治改革に関する有識者会議」提言⁽¹⁴⁾では、国会改革について、①緊急に構ずべき措置として、政治倫理綱領の実効性を確保するための法制化の検討を、②中長期的に改革すべき事項として、国会運営のあり方(いわゆる「国対政治」の是正、効率的な議事運営等)、参議院制度の改革、政治浄化運動を挙げている。一方、自民党政治改革委員会の検討の成果は、「政治改革大綱〔答申〕」⁽¹⁵⁾としてまとめられ、同年5月23日に

(13) たとえば議員活動については、文書通信交通費が実費弁償経費であるため相応の増額は止むを得ない、議員秘書は当面増員を慎む、立法事務費は増額するが、その使途を明らかにする等、具体的な廃止、削減の提案は少ない(衆議院・参議院編 前掲書, pp.222-223.)。

(14) 「政治改革に関する有識者会議 提言」(平成元年4月27日)田中宗孝『政治改革六年の道程』ぎょうせい, 1997, pp.373-376.

(15) 自由民主党政治改革委員会 前掲注(2) pp.40-51.

党総務会で党議決定された。この答申の中では、「政治倫理の確立」として、行為規範、政治倫理審査会の改正強化、国会議員などの資産公開法の制定が提案されている。また「国会の活性化」の項目⁽¹⁶⁾では、審議の充実とわかりやすい国会運営として、「国対政治」の弊害を改め、議員同士の自主的討議の促進・充実等を図ること、政府委員制度の根本的見直し、議員立法の促進等が提案されている。さらに、多数決原理の尊重、能率的な国会運営の実現が挙げられ、後者については、予算委員会への全大臣出席の見直し、提出議案の委員会即時付託、会期不継続の原理の見直し等も提案されている。

2 政党レベルの検討

同じ時期、野党も党内に検討機関を設置し、国会改革への提案を行っている⁽¹⁷⁾。各党に共通しているのは、政治倫理法の制定と全国会議員への資産公開の義務付けであった。後者は、与野党の合意を得て、国会議員資産公開法（平成4年12月16日法律第100号）の成立につながった。平成2年には、衆議院議会制度協議会が各党の国会改革案協議の舞台となった。このときの協議で注目されるのは、自民党が審議の充実とわかりやすい国会運営、議長を中心とした国会運営の確立と多数決原理の尊重、能率的な国会運営の実現等、主として国会運営上の改革を提言したのに対し、野党は、国会の調査立法体制の強化、立法補佐部局の拡充強化、国政調査権の充実強化、国会の情報収集、研究調査のための「情報調査局」新設等、立法機能及び立法補佐機能の強化を提案していることである⁽¹⁸⁾。

またこのとき、「開かれた国会」をテーマに、国会審議放送専門テレビの創設、「国会情報センター」の設置、会議録の国民への普及ルート確立等も提案された。これらの提案のいくつかは、その後実現された。

3 その他の改革提言

議院レベルの検討としては、平成3年10月に桜内義雄衆議院議長に提出された「国会議員の秘書に関する調査会」（座長：衛藤瀋吉亜細亜大学学長）の答申⁽¹⁹⁾がある。この答申は、国会改革推進の方策の1つとして、議員の政策立案、立法活動を補佐しうる能力と適性を備えた秘書を創設することを提言し、平成5年5月の国会法改正による政策担当秘書制度導入の契機となった。

なお国会における政治改革論議と並行して、民間団体からも制度改革への提言がなされた。国会改革については、経済同友会が平成4年9月に「国会改革に関する意見書」⁽²⁰⁾を公表しており、民主主義の根幹としての国会の本来の機能の確立、議員立法の促進、国民に見える・わかる国会の実現等を提案した。また政治改革推進協議会（以下、「民間政治臨調」とする。）は、同年11月に発表した「国会改革に関する緊急提言」⁽²¹⁾の中で、国会中心主義の確立と国会の政策形成機能の回復、国会運営の効率化、開かれた国会の実現と国会の情報発信機能の強化をうたっている。2つの提言は、議論する場としての国会、開かれた国会、そして参議院の存在意義の確立等、その後も繰り返し議論されている国会改革の論点を網羅している点で注目される。

(16) 同上 pp.47-48.

(17) 拙稿「各党の政治改革案」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.106, 1989.7.21.

(18) 衆議院・参議院編 前掲書 pp.229-231. なお参議院では、同年4月の参議院改革協議会小委員会において、各会派から改革案が示されている（衆議院・参議院編 前掲書 pp.231-233.）。

(19) 国会議員の秘書に関する調査会「答申」（平成3年10月11日）（第121回国会衆議院議院運営委員会議録附録 pp.1-3.）

(20) 『国会改革に関する意見書』経済同友会, 1992.

(21) 「国会改革に関する緊急提言」<<http://www.secj.jp/pdf/19921107-1.pdf>>

4 土井衆議院議長の国会改革案

政治改革論議の高まりは、平成5年に細川護熙氏を首班とする非自民連立政権の誕生と「55年体制」の崩壊という新たな政治状況を生み出したが、細川政権下で憲政史上初の女性衆議院議長に就任した土井たか子氏は、「国民に信頼され、わかりやすい国会」（平成5年8月13日の衆議院事務局幹部職員への挨拶）を目指して、国会改革に意欲を燃やした。また武村正義内閣官房長官も、選挙制度改革、政治資金制度改革、政党助成制度の新設を内容とする政治改革法案の成立が、政権の最大目標であるとし、その法案化作業を先行させるが、国会改革も重要なテーマであるとして、政治改革関連法案がまとも次第、国会改革に取り組む考えを明らかにした⁽²²⁾。公職選挙法改正を初めとする政治改革関連4法⁽²³⁾は、平成6年1月29日に成立した。

社会党、新党さきがけ（以下、「さきがけ」とする。）が自民党と連立を組んだ村山富市内閣が発足したのは、政治改革関連4法が成立してからわずか5カ月後の平成6年6月のことであった。村山連立政権では、社会党出身の土井氏が引き続き衆議院議長を務め、その主導のもとに国会改革の議論が継続して行われた。土井議長は、立法府の機能強化を目指し、細川政権時代に国会職員OBを中心とする私的研究会⁽²⁴⁾を設置し、検討を進めていた。政治改革の一環としての国会改革について討議したその内容は、「国会改革への一つの提言」⁽²⁵⁾として平成6年

6月3日に土井たか子議長と鯨岡兵輔副議長の連名で、奥田敬和議院運営委員長に提出された。政治倫理の確立が冒頭に掲げられているほか、国会審議の活性化、立法機能の充実、請願の取扱い、国会情報センター（仮称）の設置が提言の柱となっている。土井議長は後に、提言でうたわれた改革の重点は、議員立法による国会の立法機能の強化にあったと述べている⁽²⁶⁾。

土井衆議院議長は、平成8年6月14日に鯨岡副議長と共同で「議員立法の活性化に関する一つの提言」⁽²⁷⁾と題する2回目の国会改革提言を、谷垣禎一議院運営委員長に提出した。これは、土井議長の私的研究会による平成6年6月の「国会改革への一つの提言」の中の「立法機能の充実」の部分具体化したものであり、土井議長は、この改革案を議長の諮問機関である衆議院議会制度協議会に提示して検討を要請、3年から5年後の実現を目指した。そのポイントは、政策立案機能の充実・強化にあり、委員会が行政府に対し情報の開示を要求するよう法律上の措置を講ずる、とした第3項目は、後の衆議院の予備的調査制度の導入につながった。ほかに、会派補助である立法事務費（議員の立法に関する調査研究の推進に資するための必要な経費の一部として支給）が、政策スタッフ強化のため確実に振り分けられること、議院法制局、常任委員会調査室、国立国会図書館調査及び立法考査局等の立法補佐機関の機能拡充等があげられている。また国会の立法補佐機関の「枢要な役割を担う職について人材を行政府に依存するこ

⁽²²⁾ 武村正義内閣官房長官の記者会見発言（「国会改革も重要テーマ」『読売新聞』1993.8.26.）

⁽²³⁾ 具体的には、公職選挙法の一部を改正する法律、政治資金規正法の一部を改正する法律、衆議院議員選挙区画定審議会設置法、政党助成法の4つである。

⁽²⁴⁾ そのメンバーは、上田章元衆議院法制局長、浅野一郎元参議院法制局長、桂俊夫元衆議院議事部長、岸本弘一元国立国会図書館専門調査員、富森叡元朝日新聞社政治部長、宮崎正之元衆議院外務委員会調査室主任調査員の6名である。

⁽²⁵⁾ 「国会改革への一つの提言」上田章・五十嵐敬喜『議会と議員立法』（地方自治ジャーナルブックレット16）公人の友社、1997、pp.147-149.

⁽²⁶⁾ 同上 p.3.

⁽²⁷⁾ 「議員立法の活性化に関する一つの提言」同上 pp.149-152.

ととならないよう計画的に人材育成を図るとともに、現に行政からの出向者を当てている当該職については、計画的に速やかに国会職員を登用する」⁽²⁸⁾ことを求めている。

Ⅲ 行政改革と国会の改革

平成8年1月、村山首相は政権を自民党の橋本龍太郎総裁に譲り、2年半ぶりに自民党総裁が内閣首班に復帰した。この時期政権の大きなテーマとなっていたのが、住宅金融専門会社の不良債権処理問題や薬害エイズ問題等で国民の信頼を失っていた行政を改革することであった。橋本首相は22ある省庁を半減し、首相官邸の機能を強化する「霞が関改革」を打ち出した。一連の行政改革の中で、肥大化した国の役割をスリム化すること、民間活力の導入と規制緩和、効率的な行政システム等が課題となり、行政実績を検証、評価する制度の確立も提案された⁽²⁹⁾。この制度を行政ではなく国会の内部に置くとの発想が、この時期一躍脚光を浴びることになった⁽³⁰⁾。

橋本行革の影響は、国会議員の処遇に関する議論にも波及した。与党3党のうち、社会民主党（以下、「社民党」とする。）⁽³¹⁾とさきがけ両党は、平成9年2月の定期協議で国会議員の歳費削減を議論し、自民党に提案することとした⁽³²⁾。一方自民党の党内でも、国会議員自らが改革の姿勢を示すべきとして歳費削減の声が上がった。実際に与野党の調整がつき歳費削減が実施され

たのは、小泉政権下の平成14年4月以降のことであった。

1 国会の行政監視

国会による行政監視、立法機能の強化については、平成8年11月に民主党が「行政監視院」構想をまとめている。この構想は、霞が関改革の中で言われている行政実績を検証・評価する監視制度を、行政内部でなく立法府に置く考え方で、アメリカ議会の会計検査院（General Accounting Office, GAO）⁽³³⁾をモデルとしたものであった。民主党は、第139回国会（臨時会）に「行政監視院法案」を議員立法として提出したが、自民党は民主党案への対応を協議し、衆議院に行政の監視機能をもつ新しい常任委員会（決算行政監視委員会）を設置すること、国会の調査部門（事務局調査部門、国立国会図書館調査部門）の充実を柱とする案をまとめた。この案は、自民党と連立を組む社民党、さきがけ両党と共同で「国会の行政監視機能の強化に関する政策要綱」として伊藤宗一郎衆議院議長に提出され、衆議院議会制度協議会で検討されることになった。民主党を除く各党は、議会制度協議会の議論で、衆議院決算委員会を行政監視機能を持った「決算行政監視委員会」に改組することに同意し、平成9年12月の国会法改正（平成9年12月19日法律第126号）により、第142回国会（常会）から衆議院に同委員会が設置された。また少数者調査権の入口と位置づけられた予備的調査制度の新設、その調査事務を担当するた

⁽²⁸⁾ 同上 p.151.

⁽²⁹⁾ 「わが党の公約」『月刊自由民主』523号, 1996.10, pp.94-101.

⁽³⁰⁾ 平成8年10月の第41回衆議院総選挙で、さきがけと民主党（選挙前の9月に結成）は、国会内に行政監視機関を設置することを公約としていた（「さきがけ重点公約の要旨」『読売新聞』1996.10.1.；「民主党の重点公約要旨」『日本経済新聞』1996.10.2, 夕刊）。

⁽³¹⁾ 日本社会党は、平成8年1月の第64回定期全国大会で党則を改正し、党名を「社会民主党」に改めた（「社会民主党の党則」『月刊社会党』1996.2, pp.48-49）。

⁽³²⁾ 「与党内に歳費削減論」『読売新聞』1997.3.1.

⁽³³⁾ 2004年7月、アメリカの会計検査院はその名称を General Accounting Office から Government Accountability Office に変更した。ただし略称はいずれも GAO で変わっていない。

め衆議院事務局と法制局を再編し、衆議院調査局及び衆議院法制局法制企画調整部を設置して、そのスタッフを増員することも定められた。

一方参議院も、斎藤十朗参議院議長の諮問機関である「参議院制度改革検討会」(座長：前田勲元法相)が平成8年12月に提出した報告書の中で、決算審査の充実、委員会・調査会の組織見直しを挙げていたが、参議院の「行財政機構及び行政監察に関する調査会」は、平成9年5月に中央省庁、国家機関に対する国民の不满・苦情を審査するための常任委員会として行政監視委員会を新設する案を最終決定した。同年12月の国会法改正(平成9年12月17日法律第122号)により、第142回国会(常会)から、決算委員会とは別に参議院にも行政監視委員会が新設されたほか、それまで各省庁に対応して編成されていた委員会を基本政策別に再編し、22あった常任・特別委員会が17の委員会に再編された⁽³⁴⁾。

2 国会審議活性化法

この時期、国会改革に関する提言で注目すべきものとして、新進党が平成9年5月に、いわゆる影の内閣に相当する「明日の内閣」で決定した「国会審議活性化法案要綱」がある。その目的は、すべての答弁を与党政治家が行うことで行政における官僚主導を政治家主導に変えることにあり、政務次官に代わり副大臣を設置し、その下に複数の政務次官を配置するとの内容で、国会審議で官僚が答弁する政府委員制度の廃止を盛り込んでいた⁽³⁵⁾。同じ時期、民主党内でも、政府委員制度廃止、内閣総理大臣その他の国務大臣の補佐体制の充実を図る内容の立案が行われており、新進党、民主党に太陽党を加え

た3党は、共同で同年11月20日「国会における審議の活性化を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は付託されないまま廃案となったが、この改革案は、新進党の後継政党の1つである自由党に引き継がれていくことになる。

平成10年7月12日に行われた参議院選挙は自民党の惨敗に終わり、橋本首相はその責任をとって辞任し、後継首相に小渕恵三氏が就任した。このときの首班指名では、衆議院は小渕氏を指名したものの、参議院は野党が結束して菅直人民主党代表を指名し、憲法の規定に従い小渕氏が首相に決まった。国会運営に困難を来した自民党は、解党した新進党代表の小沢一郎氏を党首とする自由党との連立政権発足に向けて協議を行った。11月19日の両党党首会談で小沢党首が提示した「いま直ちに実行する政策」⁽³⁶⁾の中には、「政治・行政改革」の項目に、①国会の政府委員制度を廃止し、国会審議を議員同士の討論形式に改める、②与党の議員は大臣、副大臣、政務次官あるいは政務補佐官として政府に入り、与党と政府の一体化を図る、ことが掲げられていた。この提案をめぐる小渕、小沢両氏の協議の結果、前記小沢党首の提案は、自民・自由連立合意書の中で「両党党首間で基本的方向で一致した」⁽³⁷⁾とされ、これに基づく両党間の協議が開始された。自民党は自由党に対し国会運営上の協力を求め、自由党は自らの主張する政治行政改革等の実現のため、自民党との連立を選択した。

平成11年1月、自自連立政権が発足すると、政府委員制度廃止と副大臣設置に関する自民、自由両党のプロジェクトチームが協議を継続し、

⁽³⁴⁾ 常任委員会のうち、予算、決算、議院運営、懲罰の4委員会は現行どおり、他の委員会を政策テーマ別の12委員会に改編し、新設の行政監視委員会を加えて17委員会となった。

⁽³⁵⁾ 「新進「副大臣」導入を提案 国会審議活性化法案 政府委員制廃止も」『産経新聞』1997.5.28.

⁽³⁶⁾ 「小沢自由党党首の政策提案」『朝日年鑑 1999』朝日新聞社、p.163.

⁽³⁷⁾ 「自民・自由連立合意書」『朝日新聞』1998.11.20.

3月24日には合意文書⁽³⁸⁾を公表した。この合意をベースとする各党実務者会議で、国家基本政策委員会の新設、「政務官」から「大臣政務官」への名称変更等の修正が加えられ、議院運営委員会に法案起草の申し入れを行った。最終的に、国会審議活性化法(平成11年7月30日法律第116号)は7月26日に成立、30日に公布された。国会運営に関する事項は、通常、議院運営委員会の国会法改正等小委員会、あるいはその前段階として議会制度協議会が検討場所となり、院の組織が改正案を起草し議院運営委員会に上げることが多いが、国会審議活性化法については、院外の政党間による協議機関で議論し、その成果を国会に持ち込んだという点でユニークな事例となっている⁽³⁹⁾。

なお、国家基本政策委員会の設置は第147回国会(常会)からとされていたが、その前の第146回国会(臨時会)で、予算委員会の場を借りて試行することが合意されていたため、法律公布後も各党の協議は続けられた。首相と野党党首が国政の重要課題をめぐって議論を戦わせる党首討論は、平成12年1月20日に召集された第147回国会(常会)で正式に導入された。しかし本会議、予算委員会等重要議案を審議する委員会に首相が出席する週は、党首討論を開催しないという申し合わせの結果、初の党首討論は、会期中6回実施したにとどまった。

3 民間からの提言

この時期、注目される民間の提言には、平成9年2月28日に発表された経済同友会の「透明で民主的な政策決定システムのあり方」⁽⁴⁰⁾と同年5月31日に公表された民間政治臨調の「構造

改革を担う新しい政党と政治のあり方」⁽⁴¹⁾の2つがある。前者は、構造改革の一翼を担う経済界の一員としての立場から、政治制度全般について政治改革の一層の進展を目指して公表されたものである。また後者は、与党の事前審査制度が国会審議の空洞化を招いているとの認識から、改革への提言を行ったものである。

経済同友会の提言は、国会改革について、二院制の意義に鑑みた衆参両院の総合的な改革と国会運営の改革を2つの柱としている。特に国会運営については、①国対政治と呼ばれる与野党間の非公式な事前調整を、開かれた場で行うこと、②国会審議の活性化のため、政府委員制度を廃止し、政府側に反論権を認めて双方向の活発な議論を促すこと、③国会空洞化の原因となっている党議拘束を必要最低限に限ること、④国会の議論を広く国民に公開するため、「国会テレビ」を早期に導入すること、⑤押しボタン式投票の衆議院への導入等が挙げられている。また政治のリーダーシップ向上のため、議員立法の強化を挙げ、そのため議員立法提出要件の緩和、議員の政策立案能力の強化と議員立法を補佐する立法補佐機関(議院法制局、国立国会図書館、常任委員会調査室等)の機能強化等を提言している。

一方、民間政治臨調の提言は、平成5年6月に発表した「民間政治改革大綱」を踏まえ、その後の状況変化を勘案して再度政治制度全般に関する提案を行ったもので、国会のあり方については、①政党間の争点形成の場としての国会の実現、②国会を中心とした与野党関係の構築(実質的な政策決定が国会外の非公式な場で行われる事前審査制度の見直し)、③公正な国会運

(38) 「副大臣の設置等に関する自・自合意について」<<http://www.kantei.go.jp/jp/komon/990401dai12-si3.html>>

(39) 国会審議活性化法の成立過程については、以下の論文が詳しい。伊藤和子「国会審議活性化法の立法過程」『北大法学論集』51巻6号, 2001, pp.89-127.

(40) 「透明で民主的な政策決定システムのあり方」<<http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/970228.htm>>

(41) 「構造改革を担う新しい政党と政治のあり方」<<http://www.secj.jp/pdf/19970531-1.pdf>>

営の実現、を主要な柱として挙げている。各提案の中で注目されるのは、国政課題を自由に討議する場としての「国政基本問題委員会」の設置、党議拘束の見直し等であり、全体として、国会内での野党の役割を強化する⁽⁴²⁾ ことにより、与野党の論戦が見える国会に改革するとの考え方が示されている。

両者の提言に共通する与党の事前審査制の問題、党議拘束の問題等は、その後も国会改革の論点として引き続き検討課題となっている。ただし政府委員制度の廃止、「国政基本問題委員会」の設置等は、平成11年に成立した国会審議活性化法により、一部実現したといえる。

IV 構造改革論議の中での国会改革

平成13年1月からの中央省庁再編を目前に、前年の12月に国会法が改正され、新省庁に対応して常任委員会が衆参ともに17の委員会に再編された。新省庁体制は、政治主導による行政運営、行政機構のスリム化、効率化、行政の透明化と政策評価の徹底を目的としていた。平成13年4月26日、森喜朗首相に代わり内閣首班となった小泉純一郎首相は、前政権で経済財政政策に関する重要事項について調査審議することを目的に内閣府に設置された経済財政諮問会議を積極的に活用し、毎年度の予算編成の基本方針等経済財政運営に関する内閣の重要政策を打ち出した。その後5年にわたる小泉構造改革は、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に、地方にできることは地方に」を基本理念に、不良債権問題を正常化し、持続的な景気

回復の実現、雇用情勢の改善等一定の成果を上げた⁽⁴³⁾。その一方、企業の雇用コスト負担を示す労働分配率が一貫して低下し、正規労働者が減少しパート等の非正規労働者が増加するという状況が現れ、労働・生活面等における改革のひずみが生じているとも言われている⁽⁴⁴⁾。このような構造改革の時代に、国会改革はどのように進められたのであろうか。

1 自民党の改革案

省庁再編を翌年に控えた平成12年3月30日、自民党の政治制度改革本部国会改革委員会は、その後の国会改革の方向性を示唆するような内容の答申を小渕総裁に提出した⁽⁴⁵⁾。答申の中では、中央省庁再編後の両院常任委員会の再編成を図るほか、国会議員の処遇の適正化、国会事務局及び附属機関の効率的活動のための改革、国会職員の処遇の適正化、国会活動を国民等に広報するための改革の5点が指摘されていた。中でも注目されるのは、両院の事務局改革について、「両院の独立性に十分に配慮した上で、なお且つ統合した方が、より効率的に業務を遂行できると判断されるものは、統合することを基本方針とする」⁽⁴⁶⁾ としていることで、自動車、営繕、用務、記録、福利厚生関係が対象となっていたほか、「衆参の法制局は、統合し、国会法制局とする」⁽⁴⁷⁾ ことも含まれていた。立法補佐機関の統合、効率化の方向性が具体的に示された初期の例といえる。

これらの提案は、平成13年4月25日の自民、公明、保守3党の連立政権合意に基づいて設置された与党三党国会改革推進協議会（座長：大

(42) 具体的には、政府法案に対する野党の対案の審議確保、イギリスで行われている「野党日」（政府と野党の主要論戦テーマの選択権が野党に与えられる日）の導入、立法事務費の野党への割増配分等が提案されている。

(43) 「ここまで進んだ小泉改革」<<http://www.keizai-shimon.go.jp/explain/pamphlet/0508.pdf>>

(44) 「改革のひずみくっきり データで見る小泉政治の5年」『東京新聞』2006.3.26.

(45) 「国会改革に関する答申」『自由民主党年報 平成12年』, pp.234-236.

(46) 同上 pp.234-235.

(47) 同上 p.235.

野功統衆議院議院運営委員長)が、同年6月28日に各党幹事長に提出した「国会改革推進に関する報告」の中でさらに具体化されている。その前文では、「わが国のあらゆる分野で構造改革が問われている今日、我々国会議員のみが新しい日本を生み出す原動力となる改革から目をそらすわけにはいかない。国会議員が率先して足元の国会改革を断行してこそ、政治がリードしていく様々な改革に対して国民が信頼を寄せる源泉となる。」⁽⁴⁸⁾とされ、政治家の姿勢を示すものとして国会議員歳費の10%削減にも触れている。同報告の中では、第151回国会(常会)で結論を得た改革の中身として、議員特典の縮小(永年在職議員の特別交通費及び肖像画制度等の廃止、弔慰金の廃止等)、自動車整備業務の民間委託等が、また今後議論すべきものとして、国会事務局改革(法制局、調査局、速記の問題等)、法案審議のあり方、国会情報の公開が挙げられていた。報告の中で、議員の処遇の適正化には倫理性や透明性、立法機能の強化に当たっては効率的な議会運営が必要としている。

平成13年11月に公表された新しい日本をつくる国民会議(以下、「21世紀臨調」とする。)の「首相主導を支える政治構造改革に関する提言」を受け、小泉首相は保岡興治自民党国家戦略本部事務総長に、与党審査見直し等に関する新しいルールの検討を指示した。平成14年3月に同本部の国家ビジョン策定委員会がまとめた「政治システム(最終提言)」⁽⁴⁹⁾が小泉首相に手渡された。検討の目的は、首相を中心とする内閣主導体制を確立するためのルール作りであったが、国会改革についても触れられている。適正かつ

効率的な国会審議のため、国会の政策形成機能の強化、新たな党議拘束のあり方、逐条審査の導入、大臣の委員会出席緩和と副大臣活用等がその内容である。また、適材適所の人事の中で、党内シンクタンクの創設、国会議員の政策秘書や両院法制局・委員会調査室、国立国会図書館調査及び立法考査局のあり方の見直しと充実強化がうたわれている。

国会議員の立法活動、政策活動を支える立法補佐機関については、平成18年2月10日に、行政機関における改革を念頭に置きながら、自民党行政改革推進本部が「国会事務局等改革に関する提言」⁽⁵⁰⁾をまとめた。これは総務省による組織・定員管理の対象外となっている国会の事務局組織(両院事務局・法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所事務局及び裁判官訴追委員会事務局)を対象に見直しを提言するものである。自民党はこの提言の中で、当面の措置として国会職員の給与、組織、定員、業務等の見直しを提案し、「行政機関に準じて当面5年間で5%以上の定員の純減を実施するにとどまらず、以下の措置を講ずることにより、独立法人化による定員減を除いて5年間で10%以上の定員の大幅な削減を図る」⁽⁵¹⁾としている。具体的には、速記、運転、警務等の業務の機械化及び民間委託の徹底、衆参両院の法制局の統合のほか、両院調査局・調査室と国立国会図書館調査及び立法考査局の調査業務の役割分担と重複の整序、委員部と調査室の統合等が挙げられ、さらに国立国会図書館及び衆議院憲政記念館の独立法人化が求められている。この報告は、2月14日の党総務会で了承され、2月21日衛藤征士郎行政改

(48) 「国会改革推進に関する報告」(平成13年6月28日 与党三党国会改革推進協議会 座長 大野功統) p.1.; 「国会改革推進に関する報告(要旨)」(参議院議員山下栄一公式サイト) <http://www.yamashita-eiichi.com/policy/policy_refo_0001.html>

(49) 自由民主党国家戦略本部国家ビジョン策定委員会「政治システム(New Decision-Making System)最終提言」 <<http://www.vectorinc.co.jp/kokkasenryaku/index2.html>>

(50) 「国会事務局等改革に関する提言」(18.2.10) <<http://www.jimin.jp/jimin/gyo/katsudou/h18/180210.pdf>>

(51) 同上

革推進本部長から衆参両院議長に提出された⁽⁵²⁾。

2 衆議院の改革論議とその成果

衆議院では、平成13年4月に綿貫民輔衆議院議長の委嘱を受けて発足した「衆議院改革に関する調査会」(会長：瀬島龍三 NTT 相談役)が政治倫理、国政審議のあり方、議員の諸経費について検討を重ねた結果を答申にまとめ、同年11月19日に議長に提出した。この答申は、構造改革が進展する中での国会改革のあり方に言及するもので、政治倫理基本法(仮称)の制定、党議拘束の緩和、請願の活用、常会の会期の長期化、議員の特典の廃止、「国会情報センター(仮称)」の設置等を主要な内容とするものであった。答申の基本理念にある「折りから世は聖域なき構造改革を迫られている。それは、国会といえども決して例外ではない」⁽⁵³⁾との考え方は、その後の国会改革のあり方を貫く方針となる。中でも、議員の諸経費については、議員歳費に日割り支給を導入、永年在職議員の特典廃止、立法事務費・文書通信交通滞在費の使途の明示等議員個人に関わるもののほか、衆参事務局組織の統合の推進のように、議員活動を支える事務局組織の見直しも提言した。憲法に定められた二院制にこだわらず、両院の審議の独立性を阻害しない範囲で、国会全体の機能を一層充実強化させるために必要な衆参、国立国会図書館の調査部門・立法補佐部門について、スケールメリットの観点から両院の協力において何らかの統合をすべきものとしている⁽⁵⁴⁾。

これを契機として、衆参の議院運営委員会や衆議院議会制度協議会、参議院改革協議会等で両院の経費見直し作業が進められた。平成15年8月には衆議院で『委員会議録』や『衆議院公報』の部数削減、『委員会週報』、『委員会審議要録』の廃止が決定され、また衆参ともに自動車整備工場を廃止することも決定された。平成17年には、手書き速記の段階的廃止が決まり、新速記システムの実用化が計画されている。議員の経費関連では、永年勤続議員の各種特典の廃止・縮減、歳費の1割削減(平成14年度)が平成14年3月に決定された⁽⁵⁵⁾。また平成16年以降に行われている公的年金制度改革の議論の中で、国会議員年金制度の特権性が問題となり、その見直し論議が衆議院議会制度協議会、参議院改革協議会を舞台に継続していたが、平成18年2月3日に、「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平成18年2月10日法律第1号)が成立した。

平成18年1月20日には、衆議院の議院運営委員会に「衆議院事務局等の改革に関する小委員会」が設置された。田村憲久小委員長は、小委員会設置の趣旨として、少子高齢化社会を迎え、国の財政が危機的状況にある中で政府は行財政改革を推進しているが、国会も様々な改革が求められている、として「衆議院事務局等を効率的かつ機能的な組織にし、議員の補佐機能の充実強化を図る」ことが目的である旨、小委員会の冒頭で述べている⁽⁵⁶⁾。その後小委員会では、議員宿舎から国会まで運行している議員専用バスの見直し、今後5年間の国会職員の定数の5%以上の純減、給与水準の見直し等をテーマと

⁽⁵²⁾ 「国会事務局改革案、衆参議長に提出」『読売新聞』2006.2.22.; 「国会改革やっとな論戦?」『朝日新聞』2006.2.23.

⁽⁵³⁾ 「衆議院改革に関する調査会 答申」(平成13年11月19日 衆議院改革に関する調査会) 石塚公彦「国民の視点で求める議会の理想像」『議会政治研究』No.61, 2002.3, p.10.

⁽⁵⁴⁾ 同上 p.12.

⁽⁵⁵⁾ 「国会議員歳費1割削減法が可決、成立」『毎日新聞』2002.3.30.

⁽⁵⁶⁾ 第164回国会衆議院議院運営委員会衆議院事務局等の改革に関する小委員会議録 第1号 平成18年2月8日 p.1.

して、検討を続けている⁽⁵⁷⁾。

3 民間及び他の政党からの提言

平成13年の「衆議院改革に関する調査会」答申と前後して、民間からも提言が公表された。前述の21世紀臨調による「首相主導を支える政治構造改革に関する提言」⁽⁵⁸⁾である。与党の事前審査を廃止して、政府・与党二元体制から首相を中心とする内閣主導への転換を目的としたもので、国会運営における内閣のリーダーシップを確立するため、国会対策委員会の廃止、副大臣・政務官が委員会理事として審議に参加、議長主宰の新たな議院運営委員会の実現、通年国会実現、党議拘束緩和等がうたわれている。

内閣主導、首相主導を強調する21世紀臨調の提言に対し、国民主導、政治主導を前面に出したのが、平成14年6月27日に自由党が議員立法として衆議院に提出した「国民主導の国政の実現に関する基本法案」⁽⁵⁹⁾である。この法案は、政治主導の政策決定のあり方に関する基本理念を定めるとともに、行政機関の職員の国会議員等への接触の制限、国会の立法機能・行政監視機能の強化等の措置を講じて、国民主導の国政の実現に資することを目的としている。この目

的のため、国会の立法補佐機関（衆議院調査局、参議院常任委員会調査室、衆参法制局、国立国会図書館調査及び立法考査局）を統合し、国会立法調査院を国会に設置し、各議院・委員会、国会議員を補佐することが提案されている。同法案は審議未了となったため、自由党は改めて第156回国会（常会）に同趣旨の法案を提出するが、やはり審議未了、廃案となっている。

構造改革時代の国会改革論議は、政治改革時代の改革論議と同様に、与党である自民党が主導した部分が多いが、最近3回の国政選挙の際の各党公約（マニフェスト）を参考に、他の政党の考え方も概観しておきたい⁽⁶⁰⁾。全体と言えることは、各党とも議員関係経費の見直しには積極的なことで、特に議員年金問題が浮上した平成16年の参議院選挙以降、議員年金改革が各党の公約となっている。また公明党は、連立を組んでいる自民党と同様、国会議員や事務局の経費削減に前向きな姿勢を示している⁽⁶¹⁾。

一方野党の民主党は、議員定数の削減、議員歳費の削減等を主張するとともに、国会における行政監視院（日本版GAO）の設置を一貫して訴えている。また国会の調査権を強化するため、「国会の各委員会所属委員の1/4以上が要求

57) 小委員会は、平成18年5月31日事務局のスリム化等に関する改革案をまとめた。事務総長の給与引き下げや休憩施設の処分を進め、立法機能、行政に対する監視機能の強化を目指す内容で、議院運営委員会での正式決定の後実施される見込みである（「衆院事務局定員「5%減」」『朝日新聞』2006.6.1.）。

58) 「首相主導を支える政治構造改革に関する提言」<<http://www.secj.jp/pdf/20011108-1.pdf>>

59) 「第154回 衆第34号 国民主導の国政の実現に関する基本法案」
<http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm>

60) 参照したのは、以下のとおり。（平成15年総選挙）自由民主党『自民党政権公約2003』、保守新党『日本力、再生。』、民主党『民主党政権政策 Manifesto』、同政策調査会編『民主党政権集 私たちのめざす社会』、公明党『Manifesto100』、日本共産党『総選挙にのぞむ日本共産党の政策』、社会民主党『第43回衆議院選挙政策集』；（平成16年参議院選挙）自由民主党『自民党参議院選挙公約』、民主党『民主党政権公約 Manifesto』、同『民主党政権 INDEX2004 私たちのめざす社会』、公明党『Manifesto123』、日本共産党『参議院選挙にのぞむ日本共産党の政策』、社会民主党『第20回参議院選挙政策集』；（平成17年総選挙）自由民主党『自民党の約束 自民党政権公約2005』、民主党『民主党の政権公約 Manifesto』、公明党『マニフェスト2005 日本を前へ。改革を前へ。』、日本共産党『総選挙にあたっての訴えと7つの重点公約』、社会民主党『Manifesto 衆議院選挙公約2005』

61) 公明党は、平成15年及び16年の選挙において、国会議員歳費の1割カットの継続、委員長専属の公用車廃止、委員会運営活動費、委員会視察関係経費等諸経費の見直し等を主張している。同上（公明党分）

した資料は3日後には提出しなければならない」とする国会法改正案を提案した⁽⁶²⁾。国民への情報公開を促進し、議会の調査権、チェック権限強化のため、国会同意人事や行政監視機能を含め、議会機能の充実を目指すとしている⁽⁶³⁾。日本共産党は、清潔で民主的な議会政治を目標に、政治とカネの問題を取り上げ、政党助成金制度の廃止を主張している⁽⁶⁴⁾。最後に社民党は、政治倫理法の改正、国会の行政府に対する監視・統制機能の強化、国会の政策立案機能が十分発揮できるよう立法府にふさわしい補佐機関の質量両面の充実・権限強化を図ることを主張し、併せて国民の不断の監視と批判を進めるため、国会情報公開法を制定することを提案している⁽⁶⁵⁾。

小泉首相は、政権発足以来、行財政改革に比べて国会改革は遅れているとの発言を繰り返し⁽⁶⁶⁾、自民党が平成18年に「国会事務局等改革に関する提言」をまとめたのは前に述べたとおりである。その案は、全体として業務の効率化の観点から職員数の削減、業務の統合等に力点を置いたものとなっており、野党側の国会改革への提言とは改革の方向性が異なっている。一方政府与党の公明党も、自民党案の公表と前後して、党内での議論を開始した。同党は党内に国会改革プロジェクトチームを発足させ、2月9日に初会合を行って本格的論議に入った。

プロジェクトチームの検討では、国民の目線から様々な改革案を提言するとし、国会内のバリアフリー化、衆参両院で行う首相の施政方針演説の一本化等が検討テーマとして挙げられている⁽⁶⁷⁾。

4 参議院改革

最後に、参議院改革に関する動向を見ておきたい。参議院改革に関する主要な提言として、斎藤十朗議長の私的諮問機関である「参議院の将来像を考える有識者懇談会」（座長：堀江湛尚美学園大学長）が、平成12年4月に提出した「参議院の将来像に関する意見書」⁽⁶⁸⁾がある。意見書の内容は、衆参両院の機能分担を明確にした上で、参議院の独自性を発揮させることに重点を置いたもので、憲法改正を伴う改革も含めた提言となっていることが特徴的である。

平成12年1月に衆参両院に憲法調査会が設置され、5年余りの活動が開始されたが、前記懇談会意見書の公表以降、参議院改革論議は、憲法調査会の場に移っていった。参議院憲法調査会では、平成16年2月に「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」（小委員長：保坂三蔵参議院議員）が設置されて検討が始まり、平成17年3月に二院制堅持・直接公選制維持等を明記した報告⁽⁶⁹⁾を本調査会に提出した。一方衆議院憲法調査会では、政治の基本機構のあり方に

(62) 民主党政策調査会編『民主党政策集 私たちのめざす社会』2003, p.10.; 民主党『民主党政策 INDEX2004 私たちのめざす社会』2004, p.10.

(63) 前掲注(60) 民主党分

(64) 前掲注(60) 日本共産党分

(65) 前掲注(60) 社民党分

(66) 「首相、国会改革に意欲」『日本経済新聞』2002.1.24.; 「国会改革遅れてる」『朝日新聞』2005.3.2. 等

(67) 「国会改革PTを設置 国民の目線でムダ削減、バリアフリー化も」『公明新聞』2006.2.3.

(68) 参議院の将来像を考える有識者懇談会「参議院の将来像に関する意見書」平成12年4月26日（大石眞「参議院の将来像はどう描かれたか—参議院将来像検討会の審議経過について—」『議会政治研究』No.54, 2000.6, pp.6-10.)

(69) 参議院憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員会「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書 平成17年3月9日」参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書 平成17年4月』2005, pp.265-280.

関する調査小委員会（第154回国会（常会）～155回国会（臨時会））及び統治機構のあり方に関する調査小委員会（第156回国会（常会）～159回国会（常会））で議論が行われ、二院制を維持すべきか否か、二院制を前提とした場合の改革論等について意見が交わされた⁽⁷⁰⁾。

参議院改革の議論はいまだ継続中であるが、平成17年8月の小泉首相による突然の解散・総選挙が、郵政法案の参議院での否決に端を發したものであったことから、再び参議院のあり方に関する議論が盛んになった。総選挙が郵政民営化賛成を掲げる自民党の大勝に終わり、衆議院に定数の2/3を超える巨大与党が誕生したことで、参議院不要論が一院制を求める主張へと結びつきかねないという危機感が出てきたためである⁽⁷¹⁾。再度衆議院に付託された郵政法案は、前回法案に反対した参議院議員の賛成も得てスピード成立した。参議院のあり方については、これからも様々な論点からの議論が繰り返されそうである。

おわりに

平成元年以降の国会改革の動きを見ていると、その時々々の国政課題を反映して、改革論議の重点が変化していることがわかる。政治スキャンダルを契機とした改革論議は、当初政治倫理の確立に重きが置かれたが、平成5年の政権交代後は立法機能の強化へとその重点が移っていった。中でも土井衆議院議長時代には、議員立

法の活性化を求めて、私的研究会が組織され、議員立法の発議要件緩和、党議拘束の緩和等が提案された。同時に、国会の立法機能強化のため、その補佐機関の充実を図ることも視野に入ってきた。政策担当秘書制度の導入は、そのような文脈で議論され実現した。

1990年代半ば以降、公務員の不祥事が相次ぎ国民の行政への不信が高まる中、行政改革が政権の最大の目標となった。この時期には、国民の代表である国会が行政をコントロールすることで、官僚主導の政治システムを変えることが議論され、国会の行政監視機能強化が改革のシンボルとなった。社民党、さきがけ両党と連立を組んだ自民党⁽⁷²⁾も、政権発足時の三党合意で、行政監視機関を国会に置くことに同意している⁽⁷³⁾。行政監視については、連立与党内の調整により、平成10年の常会から、衆議院では決算委員会を改組した決算行政監視委員会、参議院では決算委員会とは別に新設の行政監視委員会がスタートした。

橋本行革に始まり、小泉政権に引き継がれた構造改革は、財政、金融、政治等システム上の制度改革を目指しており、規模の縮小にはとどまらない国の制度設計の見直しが求められている⁽⁷⁴⁾。この時期国会の改革は、業務のスリム化、効率化が目的となり、立法府も国民と痛みを分かち合うべきだとする議論が主流となってきた⁽⁷⁵⁾。具体的には、議員特権の廃止や衆参事務局の業務・処遇の見直し、更には立法補佐機関の統合までも検討の俎上に上ってきた。

(70) 議論の概要については、衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書 平成17年4月』2005, pp.380-386. を参照のこと。

(71) 「参院自民「不要論」に危機感」『朝日新聞』2005.9.27.; 御厨貴・東大教授「語る「巨大与党」参院完全に無力化」『読売新聞』2005.9.28. 等

(72) ただしこの時期の連立は、社会民主党、さきがけの閣外協力による。

(73) 「新しい政権に向けての三党政策合意」『自由新報』1996.11.12.

(74) 曾根泰教・慶大教授「正論 小さな政府は単なる規模縮小に非ず」『産経新聞』2006.4.22.

(75) 財政悪化のおり、国家規模の構造改革には国会改革が欠かせないとする以下の記事など。「国会改革 行革の足かせ」『産経新聞』2005.3.2.

国会は国権の最高機関といわれながら、実際は、行政府の持つ圧倒的に大きな情報資源に依拠し、本来の立法活動が十分に行われていないというのが、多くの論者によって指摘されている⁽⁷⁶⁾。行政府に対抗する独自の情報や専門ス

タッフを擁することが、立法機能の充実を図るためには必要であるが、立法府の業務効率化と自前の情報資源の強化という、一見相反する要請をいかに実現していくか、叡智が求められるところである。

(たけだ みちよ 政治議会課)

国会改革の経緯（年表）

昭和63（1988）年

- 1月22日 藤田正明参議院議長の私的諮問機関である「二院制下における参議院のあり方を考える研究会（参議院制度研究会）」（座長：林修三元内閣法制局長官）設置
- 5月4日 社会経済国民会議、「国会改革に関する国会議員アンケート調査」を公表
- 11月1日 参議院制度研究会、「参議院のあり方及び改革に関する意見」を土屋義彦参議院議長に提出。比例代表制の改廃、常会の1月召集、委員会への議案即時付託、電子式投票装置の導入、党議拘束の緩和等が内容
- 11月21日 国会でリクルート事件の証人喚問始まる。
- 12月27日 竹下改造内閣発足
- 同日 自民党、総裁直属機関の「政治改革委員会」（会長：後藤田正晴党選挙制度調査会長）設置

平成元（1989）年

- 1月18日 自民党政治改革委員会初会合。検討項目の1つとして国会改革が挙げられる。
- 1月27日 竹下首相の私的諮問機関「政治改革に関する有識者会議」発足。座長は林修三元内閣法制局長官（第2回から）

- 4月27日 政治改革に関する有識者会議、竹下首相に提言を提出。国会改革関連として「緊急に講ずべき措置」の6番目に「政治倫理綱領の実効性の確保」、「中長期的に改革すべき事項」に「衆参両院の定数の在り方」「国会運営の在り方」「参議院制度の改革」「政治浄化運動」が挙げられた。
- 5月23日 自民党、「政治改革大綱」を党議決定。政治改革の内容として、政治倫理の確立、政治資金をめぐる新しい秩序、選挙制度の抜本改革、国会活性化等
- 6月3日 宇野内閣発足
- 6月28日 第8次選挙制度審議会発足
- 8月10日 第1次海部内閣発足

平成2（1990）年

- 2月28日 第2次海部内閣発足
- 4月19日 参議院改革協議会小委員会で各会派が参議院改革案を提示。自民党は、① 民主的な議会運営の確立、② 長期的、総合的な重要施策につき議員立法の推進、③ 参議院の特性を発揮した予算審査の確立、④ 決算審査の充実・効率化等。社会党は、① 議員立法の充実強化、② 決算審査の充実強化、③ 参議院先議法案の増加等。公明

⁽⁷⁶⁾ たとえば中林美恵子経済産業研究所研究員は、「野党がチェック機能を果たすにはそれを支える専門家集団を国会に置くべき」としている（「国会の「チェック機能」は十分か 中立組織で予算吟味を」『朝日新聞』2004.3.24.）。また北坂真一同志社大学教授は「政策を執行する側の行政が、政策立案のための情報やヒトを独占する弊害は大きい」として「官庁の研究・調査部門のヒトと予算を国会の機関に移管すること」を提案している（「経済教室 「官」の調査機能、国会に移せ」『日本経済新聞』2005.12.20.）。

党は、①参議院の独自性を発揮することを基本に諸改革を実施、②議員立法が行いやすい体制の整備、③参議院における党議拘束の緩和等。共産党は、①議員立法の強化、②国政調査権の充実強化、③国会の調査・立法補佐部局の拡充強化等。連合参議院は、議員立法の促進等。民社党は、①党議拘束の緩和、②国政調査権の拡充強化等。

4月26日 第8次選挙制度審議会、「選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申」(第1次答申)を海部首相に提出

6月6日 衆議院議会制度協議会で自民党が国会改革諸項目を提示。①国対政治の弊害を改め、国会の活性化のため議員同士の討議を実現させること、②ルールを無視した審議拒否、単独採決を行わないこと、③これまでの国会慣例の見直し等の必要を提案

6月28日 衆議院議会制度協議会で社会、公明、共産、民社各党がそれぞれの国会改革案を提示。社会党は、①行政優位の政治を改め、政党内閣を基本とする国会運営に転換、②国会の調査・立法体制の強化、③公設秘書増員、④政府委員答弁の範囲の限定、⑤審議放送専門テレビの創設等。公明党は、①議員立法を主体とする体制整備のため国会の調査立法体制を強化、②国対政治の廃止、③開かれた国会のため「国会情報センター」の設置等。共産党は、①議員立法の強化、②国政調査権の充実強化、③国会の調査・立法補佐部局の強化等。民社党は、①国会の情報収集、研究調査のための「情報調査局」の設置、②議案の発議要件の緩和、③政府委員の発言事項の制限とディスカッション方式の導入等。

7月31日 第8次選挙制度審議会、「参議院議員の選挙制度の改革及び政党に対する公的助成等に関する答申」(第2次答申)を海部首相に提出

12月25日 自民党、「政治改革基本要綱」を党議決定

12月29日 第2次海部内閣改造内閣発足

平成3(1991)年

5月8日 社会経済国民会議、「政治改革に関する

緊急提言」を海部首相に提出

同日 国会法改正(平成3年5月15日法律第72号)。衆参の社会労働委員会を厚生委員会と労働委員会に分割

5月9日 参議院自民党の斎藤十朗幹事長、参議院選挙改革に関する私案を提示。参議院の役割を「政党本位の衆議院に対する抑制・均衡・補完」と定め、政党と距離を置いた「会派」を軸とした選挙制度、議院運営の仕組みを提示。国会改革関連では、立法事務費を廃止し、会派に議員1人当たり月額200万円程度を支給、会派に議員3人に1人の割合で政策担当補助者の人件費を支給すること等を提案

5月14日 桜内義雄衆議院議長の私的諮問機関「国会議員の秘書に関する調査会」(座長：衛藤藩吉 亜細亜大学学長)初会合

7月10日 海部内閣、政治改革関連3法案を閣議決定

8月5日 海部内閣、政治改革関連3法案を国会に提出

9月11日 国会法改正(平成3年9月19日法律第86号)。通常国会の召集が12月から1月に変更

10月3日 国会法改正(平成3年10月5日法律第92号)。衆議院に安全保障委員会を設置(特別委員会の常任委員会昇格)

10月11日 「国会議員の秘書に関する調査会」が桜内衆議院議長に答申を提出。政策担当秘書制度の創設を提言

11月5日 宮澤内閣発足

11月14日 与野党の1年生議員21名が比較政治制度研究会(CP研)を結成

平成4(1992)年

4月20日 政治改革推進協議会(以下、民間政治臨調。会長：亀井正夫日経連副会長)発足

9月24日 経済同友会、「国会改革に関する意見書」を公表。①議長・委員長権限の強化、②会期制を廃止し通年会期制を導入、③党議拘束の緩和、④押しボタン投票制の導入による国会運営の効率化、⑤議員立法を増やすために国会法の発議

要件を緩和し、議員スタッフを強化、政府情報の公開を促進、⑥ 国会の先例・慣行を明文化し、国会審議のテレビ中継や傍聴・参観を自由化、⑦ 参議院の自主性を保つため、入閣しない原則を打ち立てる等が内容

- 11月7日 民間政治臨調、「国会改革に関する緊急提言」を公表。①「議論する国会」を目指し全議員参加の「国政基本問題委員会」を設置、② 政府委員（官僚）が答弁する制度を廃止し議員同士の討議を重視、③ 党議拘束を大幅に緩和、④ 国会の常時開会（通年国会）の実現、⑤ 押しボタン式投票の導入、⑥ 国会法を抜本的に改正し、参議院の独立性を確立等が内容
- 11月18日 参議院自民党の参議院改革研究会（座長：山本富雄参議院自民党幹事長）、参議院改革案を取りまとめる。押しボタン投票方式、調査会制度の活性化、参議院事務局の速記・自動車部門の合理化、委員会の原則公開等が内容
- 11月30日 参議院社会党の参議院改革プロジェクトチーム（会長：菅野久光参議院議員）、参議院改革の提案をまとめる。① 省庁別・所管別になっている常任委員会編成の見直し、② 参議院先議案件の拡大、③ 決算・調査会審議の充実、④ 党議拘束の緩和、⑤ 開かれた国会に向け議事録の一般への有料配布、委員会審議の原則公開等が内容
- 12月1日 衆議院政治倫理審査会規程改正（審査対象の拡大等）
- 12月10日 国会議員資産公開法制定（平成4年12月16日法律第100号）
- 12月12日 宮澤内閣改造内閣発足
- 12月22日 自民党「政治改革の基本方針」党議決定
- 12月 公明党政治改革特別委員会（委員長：井上義久衆議院議員）、党の政治改革基本方針の中で国会改革の重要性を提言。① 議員立法の拡充等、立法機関の機能充実、② 会議公開、③ 参議院の独自性を生かす二院制の機能発揮、④ 国会情報センター設置、議員の補佐機構充実、⑤ 国会関係予算の見直し・改善

平成5（1993）年

- 2月19日 比較政治制度研究会（CP研）、「新政治システムへの提言」を公表
- 3月12日 参議院政治倫理審査会規程改正（審査対象の拡大等）
- 4月2日 自民党、単純小選挙区制を柱とする政治改革関連4法案を国会に提出
- 4月8日 社会党、公明党、小選挙区比例代表併用制を柱とする政治改革関連6法案を国会に提出
- 4月17日 民間政治臨調、「政治改革に関し第126回国会において実現すべき事項に関する提言」を公表
- 4月28日 国会法改正（平成5年5月7日法律第39号）。政策担当秘書制度創設
- 5月10日 「政治改革五人委員会」（政治改革実現を求めて政治学者が結成。座長：富田信男明大教授）、国会改革についての提言を発表。① 議院運営の強化による国対政治の打破、② 国会テレビ拡充による政策決定過程の公開、③ 政策秘書充実等による調査体制強化、④ 通年国会実現による効率的国会運営の4点が柱
- 6月14日 民間政治臨調、「民間政治改革大綱」を公表。副大臣設置、政務、事務次官の廃止等が内容
- 8月9日 細川内閣発足（日本新党、社会党、公明党、民社党、新生党、新党さきがけ、社民連、民主改革連合の非自民連立）
- 8月24日 衆議院議長の諮問機関である議会制度協議会、土井たか子議長の下での初会合。国会改革案として、議員バッジの廃止、証人喚問のテレビ放映解禁、委員会議事録の市販、政治家間の討論を増やす、重要法案の的確な処理、女性職員の服装自由化等が出される。
- 8月30日 政府・与党首脳会議で政府委員制度の廃止を含めた見直しの検討に合意
- 9月17日 細川内閣、政治改革関連4法案を閣議決定し、国会に提出
- 10月5日 自民党、政治改革関連5法案を国会に提出
- 10月12日 新生党（小沢一郎代表幹事）、連立与党

代表者会議で政府委員制度の廃止等を柱とする独自の国会法等改正案を提案。① 政府側答弁は大 臣等に限定し、大臣、副大臣等の反論も認める、② 政務次官の名称を副大臣に変更、③ 各省庁に 国会答弁、政策立案に参画する政務審議官を設置、 国会議員を充てる等が内容

11月18日 政治改革関連 4 法案修正政府案、衆議院 通過

12月18日 日本新党、新党さきがけ、国会審議の活 発化のための国会改革案を合同でまとめる。会期 不継続の原則の廃止、委員会における公開自由討 議の導入等が内容

平成 6 (1994) 年

1月21日 参議院本会議で、政治改革関連 4 法案修 正政府案を否決（修正政府案を衆議院に返付）

1月26日 両院協議会設置。開催するも合意に至ら ず

1月28日 土井衆議院議長の斡旋で、細川首相、河 野洋平自民党総裁が会談、合意書を取り交わし、 深夜未明に合意成立に関する記者会見

1月29日 両院協議会が開催され、両院協議会成案 に合意。衆参両院で可決され、成立（平成 6 年 2 月 4 日法律第 2 ～ 5 号）

2月23日 新生党、幹事会で独自の国会改革案をま とめる。副大臣新設・政務次官増設による政府委 員削減、法案提出前の委員会での自由討論実施、 会期不継続原則の廃止、押しボタン方式による採 決導入等が内容

3月1日 衆議院政治改革に関する調査特別委員会、 政治改革関連 4 法案一部改正案を委員会提出法案 として提出

3月4日 政治改革関連 4 法案一部改正案、参議院 本会議で可決、成立（平成 6 年 3 月 11 日法律第 10 ～ 13 号）

4月4日 連立与党でつくる国会改革プロジェクト チーム、特に緊急を要する国会改革の項目として、 ① 国会開会中における閣僚の海外出張の原則自 由化、② 予算委員会総括質疑の全閣僚出席慣行 の見直し、③ 予算委員会とその他委員会の並行

審議、④ 政党間協議の整理と「国対政治」の廃 止、⑤ 参議院先議案件の増加、⑥ 国会衛視の敬 礼廃止の徹底、を目指すことで合意

4月28日 羽田内閣発足（新生党、日本新党、公明 党、民社党、社民連、民主改革連合の非自民連立）

6月3日 国会改革に関する私的研究会、「国会改 革への一つの提言」（土井たか子衆議院議長・鯨 岡兵輔同副議長私案）を公表。① 政治倫理の確立 （政治倫理審査会の常任委員会への格上げ等）、 ② 国会審議の活性化、③ 立法機能の充実、④ 請 願の取扱い、⑤ 国会情報センター（仮称）の設置 の 5 項目が柱

6月30日 村山内閣発足（社会党、自民党、新党さ きがけの連立）

12月1日 衆議院規則改正（委員会議録等の院外持 ち出し禁止規定の削除）

12月 経済同友会、「これからの政治・行政・ 経済のあり方—緊張感ある新しいダイナミズムを 求めて」を公表

平成 7 (1995) 年

5月10日 民間政治臨調、「国会テレビの早期実現 に関する緊急提言」を公表

5月16日 参議院自民党の村上正邦幹事長、「参議 院改革私案」をまとめる。① 議会に対する不平、 不満を取り扱う「議会オンブズマン」（監察官）制 度の創設、② 本会議の表決に押しボタン制を導入、 ③ 教育、外交、安全保障等特定分野の法案 審査と条約の承認を衆議院より参議院で先に審議、 ④ 議員立法の積極的な提出等が内容

5月23日 新進党の政治改革推進本部、国会改革等 の案（中間報告）を了承。国会改革では、政府委 員制度の廃止、副大臣の新設を提言、20ある衆議 院の常任委員会を 7 つに統合する案を提示。また 電子投票システムの本会議場への導入、民間の非 営利団体を事業主体とした国会中継専用のテレビ 放送実施等を打ち出す。

6月5日 『貴族院秘密会議事速記録集』刊行

8月8日 村山内閣改造内閣発足（社会党、自民党、 新党さきがけの連立）

9月28日 国会改革緊急提言会議（座長：堀江湛慶大教授）、「国会改革に関する緊急提言」を公表。「通年国会」の実現、国政調査権のフル活用、参議院改革等が内容

9月 『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』刊行

10月5日 参議院議院運営委員会で、我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策について調査審議するため、斎藤十朗議長の諮問機関として参議院制度改革検討会を設置

平成8(1996)年

1月11日 第1次橋本内閣発足（自民党、社会党、新党さきがけの連立）

1月19日 社民党（同日社会党から改称）、党則を改正し重要事案を除く党議拘束の原則解除

4月18日 自民党の党改革実行本部、議員個人の良心的信条に関わる政策（臓器移植、夫婦別姓問題等）については党議拘束を解除することを認めるとの方針をまとめる。

6月14日 国会改革に関する私的研究会、「議員立法の活性化に関する一つの提言」を公表

8月7日 土井衆議院議長、「議員立法の活性化についての指針」と題する国会改革案を発表。
① 国会の人材育成のため国会事務局の幹部を官僚ではなく国会職員から登用、② 行政情報の開示をより円滑に実施するため、国政調査権として認められている行政情報の開示要求の発動要件を緩和、③ 政党の政策立案機能強化のため、立法事務費が確実に各会派の政策スタッフ充実・強化に振り分けられるよう、使途報告書の国会提出を義務付ける等が内容

11月7日 第2次橋本内閣発足（自民党、社民党、新党さきがけ閣外協力）

11月29日 民主党、行政に対する監視、調査を行うための「行政監視院」を国会の付属機関として新設する行政監視院法案を衆議院に提出（第139回国会衆法6）

12月16日 参議院制度改革検討会（座長：前田勲男元法相）、斎藤参議院議長に報告書を提出。① 委

員会審査及び調査の充実（組織の見直しと運営の改善）、② 決算審査の充実、③ 本会議表決での押しボタン方式の導入、④ 議員立法の充実、⑤ 情報公開が柱

12月 『帝国議会衆議院秘密会議事速記録集』刊行

平成9(1997)年

2月28日 経済同友会、「透明で民主的な政策決定システムのあり方」を公表

5月4日 民間政治臨調、「新制度の検証と当面の緊急改革課題」を公表

5月9日 参議院の「行財政機構及び行政監察に関する調査会」は、中央省庁、国家機関に対する国民の不満、苦情を審査するための常任委員会として「行政監視委員会」を新設する改革案を最終決定。委員会の機能は、① 不適正行政に対する苦情請願の審査、② 国政調査権を活用した恒常的な行政監視、③ 総務庁、各省が行う行政監察結果の調査、④ 行政に対する提案・勧告

5月27日 新進党「明日の内閣」で、官僚依存型政治からの脱却を図るため、現在の政務次官に代わり各省庁に副大臣を置くとともに、その下に複数の政務次官を配置することを柱とする国会審議活性化法案要綱を決定

5月31日 民間政治臨調、「構造改革を担う新しい政党と政治のあり方」を公表。連立政権時代に入り、法案や政策が国会外の与党間の事前調整で実質的に決まってしまう、国会審議が空洞化している点を指摘。① 閣外協力の社民党やさきがけは事前に関与せず、野党も与党との院外協議には参加しない、② 政府提出の法案に野党が対案を出したときは、2つを並行して審議する、③ 不透明な国会運営をなくすため、議長が主宰する各派交渉会を設置する、④ 「国政基本問題委員会」の設置等が内容

6月12日 自民、社民、さきがけ3党は、国会の行政監視機能を高めることを目的として衆議院に40人規模の「決算行政監視委員会」を設置すること等を柱とする「国会の行政監視機能の強化に関す

る政策要綱」を伊藤宗一郎衆議院議長に提出

7月29日 参議院創設50周年記念「子ども国会」開催(30日まで)

8月6日 衆議院議会制度協議会の協議で、衆議院決算委員会を改組し、行政監視機能を持った「決算行政監視委員会」を新設することで、民主党を除く与野党が合意

9月11日 第2次橋本内閣改造内閣発足(自民党、社民党、新党さきがけ閣外協力)

12月11日 国会法改正(平成9年12月17日法律第122号)(参議院関係)。常任委員会を基本政策別に再編、行政監視委員会の設置

同日 衆議院規則改正。予備的調査制度の新設

12月12日 国会法改正(平成9年12月19日法律第126号)(衆議院関係)。決算委員会を決算行政監視委員会に改組、省庁への記録要求手続整備、会計検査院への検査要請制度新設、衆議院事務局に調査局を設置

同日 参議院規則改正。押しボタン式投票の導入、12に再編される委員会定数は各21人、新設の行政監視委員会は定数30人とする内容

平成10(1998)年

1月14日 参議院本会議で、押しボタン式投票による初の採決

2月1日 「国会テレビ」本放送開始。「C-NET(シー・ネット)」が運営する日本初の政治専門チャンネルで、すべての本会議、委員会審議をノーカットで放送

2月4日 衆議院の決算行政監視委員会、一般の人からの行政への苦情や要望の受付開始(「平成の目安箱」)。寄せられた情報で重要なものは独自に調査し、責任者を招致して集中審議を開催。問題がある場合は、是正を求めるための勧告を実施

2月26日 斎藤参議院議長、参議院制度改革検討会に代表質問のあり方について改革案を諮問。主要テーマとして、1人が長時間質問する形式から1人でも多くの議員が短時間に専門的なテーマに絞って質問する方式に変更する案、少数会派に質問の機会を与える案等

3月25日 「平成の目安箱」に公務員の腐敗を非難する投書が相次ぎ、衆議院決算行政監視委員会は公務員倫理問題で集中審議を実施

5月11日 参議院、インターネット審議中継実験開始(～6月18日)。本格実施は平成11年4月1日から

6月16日 参議院制度改革検討会、7月の参議院選挙後に参議院に「共生社会調査会」ほか3つの調査会を設置すること等を内容とする最終報告書を斎藤参議院議長に提出。代表質問制度に関する改革については、意見がまとまらなかった。

7月30日 小渕内閣発足

8月13日 民間政治臨調、「現下の危機に対する緊急声明」を公表

9月 参議院自民党、「参議院改革に関する委員会」を設置し、参議院改革への取り組みをスタートさせる。決算審査の充実等が柱

10月14日 議院証言法改正(平成10年10月21日法律第138号)。尋問中の撮影禁止規定改正

平成11(1999)年

1月11日 自民党・自由党の連立内閣に向けた政策協議で、政府委員制度の次期通常国会からの廃止、平成13年の省庁再編に合わせ、現在の政務次官を廃止、国会議員が務める副大臣、政務官の新設で合意

1月14日 小渕内閣第1次改造内閣発足(自民党、自由党の連立)

1月19日 衆議院、インターネット審議中継実験開始(～8月13日)。本格実施は平成11年10月から

4月23日 斎藤参議院議長、議長の私的諮問機関である「参議院の将来像を考える有識者懇談会」(座長：堀江湛慶大名誉教授)設置、初会合

4月28日 会計検査院法改正(平成11年5月10日法律第36号)。検査官任命同意の衆議院優越規定を削除

5月28日 参議院自民党政策審議会、国会の決算審査の迅速化策を柱とする提言をまとめ、大蔵省と会計検査院に申し入れ

7月13日 衆議院規則改正。政府に対する委員の質

疑は大臣・副大臣等に対して行うことを原則とする。

7月26日 参議院規則改正。政府に対する委員の質疑は大臣・副大臣等に対して行うことを原則とする。

同日 国会審議活性化法成立（平成11年7月30日法律第116号）。政府委員制度廃止、副大臣制の導入、国家基本政策委員会の設置が柱

7月29日 国会法改正（平成11年8月4日法律第118号）。衆参両院に憲法調査会を設置

8月6日 仮名株取引禁止法成立（平成11年8月13日法律第126号）

9月17日 斎藤参議院議長の私的諮問機関「参議院の将来像を考える有識者懇談会」の堀江座長、私案を提示。① 二院制の存続、② 衆議院の優越性を強め、参議院を「再考の府」と位置づける、③ 可能な限り参議院の非政党化を進め、議員個人の活動を促進する等が内容

10月5日 小渕内閣第2次改造内閣成立（自民党、自由党、公明党の連立）

11月10日 国会で初の「党首討論」実施（衆議院予算委員会合同審査会における試行）。参議院は17日に実施

11月11日 国会改革に伴う国会運営上の諸問題を協議するため、衆参両院の議院運営委員会が「新制度に関する両院合同協議会」を設置。各委員会の座席配置を与野党対決型にすることの是非、政務次官を各委員会の理事会に陪席させることの是非について協議

平成12（2000）年

1月20日 衆参両院に憲法調査会を設置

2月23日 衆参両院国家基本政策委員会合同審査会で党首討論が正式スタート

2月28日 自民党政治制度改革本部国会改革委員会、平成13年1月からの省庁再編に合わせた衆参両院の常任委員会再編案を了承。衆議院は21の常任委員会を17に、参議院は政策テーマ別の18の委員会から省庁対応型11、横断型6の計17に再編するとの内容

3月10日 参議院規則改正。出席欠席届新設

3月30日 自民党政治制度改革本部国会改革委員会、「国会改革に関する答申」を小渕首相に提出。

① 常任委員会の再編、② 永年在職議員の功績表彰の継続と特別交通費の支給廃止、③ 議員の弔慰金廃止、④ 衆参両院事務局の記録部門等の統合、⑤ 衆参法制局の統合（国会法制局とする）、⑥ 国会職員の国会特別手当を5年間で段階的に縮減・廃止、弔慰金を廃止、⑦ 国会情報センター（仮称）の設置等が内容

4月5日 第1次森内閣発足（自民党、公明党、保守党の連立）

4月26日 斎藤参議院議長の私的諮問機関「参議院の将来像を考える有識者懇談会」が議長に「参議院の将来像に関する意見書」を提出。参議院の存在意義と役割について、多様な民意の反映、抑制と均衡の機能、長期的展望に立った議論、と位置づけた上で、① 衆参両院の機能分担、② 参議院の自主性及び独自性の確保、③ 議員個人中心の活動の促進、④ 審議及び運営の改革、⑤ 選挙制度の改革、を改革の基本方向としている。参議院の首相指名権の廃止や通年会期の導入等、憲法改正を要する改革も含まれる。

4月28日 国会法改正（平成12年5月17日法律第63号）。比例区選出議員が議員となった日以後政党移動した場合、退職者とする。

7月4日 第2次森内閣発足（自民党、公明党、保守党の連立）

8月2日 参議院で「2000年子ども国会」開催（3日まで）

9月26日 自民党森派の小泉純一郎会長、都内の講演で、将来の課題として一院制議会与首相公選制の導入を検討すべきと発言

11月7日 党首討論の見直しに関する与野党のプロジェクトチーム、初会合。野党側は毎週の定例開催及び討論時間の拡充、与党側はテーマを基本政策に限定すること等を主張

11月22日 あっせん利得処罰法成立（平成12年11月29日法律第130号）

11月30日 国会法改正（平成12年12月6日法律第137

号)。衆参両院に新省庁別常任委員会を導入。衆議院21、参議院18の常任委員会を、衆参とも17の委員会に再編

12月5日 第2次森内閣改造内閣発足(自民党、公明党、保守党の連立)

12月19日 経済同友会、「市民参加の政治をめざして」を公表。国会と政治家に係る改革として、立法補佐機能の強化、国会テレビの普及促進、全議員の個人サイトの開設等

12月20日 政府は、平成13年度予算大蔵原案で、衆参両院の国会特別手当(いわゆる乱闘手当)の減額を決定。昭和35年の制度導入以来、初めての削減

平成13(2001)年

1月30日 自民党役員会で、森首相が「通年国会」の検討を政治制度改革本部に指示

3月15日 衆議院規則改正。出産欠席届新設

4月2日 綿貫民輔衆議院議長の私的諮問機関「衆議院改革に関する調査会」(会長：瀬島龍三 NTT 相談役)発足。「政治倫理」「国政審議の在り方」「議員の諸経費」の三部会に分かれて検討

4月20日 衆参両院及び国立国会図書館、昭和22年の第1回国会以降の本会議、委員会議事録をインターネットを通じて一般に公開

4月26日 第1次小泉内閣発足(自民党、公明党、保守党の連立)

5月16日 与党三党国会改革推進協議会発足(座長：大野功統衆議院議院運営委員長)

5月28日 衆議院議院運営委員会理事懇談会で、翌日の国会日程を掲載した公報の議員宅への速達郵送廃止を決定。通信機器の発達なども踏まえ、国会改革の第一歩とするとの考え(参議院議院運営委員会は、6月26日に決定)

6月28日 与党三党国会改革推進協議会、「国会改革推進に関する報告」を各党幹事長に提出。国会議員の特典のうち、①在職25年以上の議員に対する特別交通費(月額)30万円及び肖像画作成費100万円、②在職50年以上の議員に対する憲政功労年金(終身年500万円)、③在職中に死亡した議

員への弔慰金の廃止。また、衆参両院で保有し、各党に割り当てている公用車の台数を10年間で半減し、7年以内に低公害車と入れ替える等が内容

8月 与党三党国会改革推進協議会、衆参の法制局の統合を検討する方針を固める。作業の重複を解消し、国会全体の立法機能を強化することが狙い

9月27日 参議院、参議院傍聴規則を改正し10歳以上の児童の本会議傍聴を自由化

11月8日 新しい日本をつくる国民会議(以下、21世紀臨調。民間政治臨調の発展的改組により結成)、「首相主導を支える政治構造改革に関する緊急提言」を公表。国会対策委員会の廃止、議長主宰の新しい議院運営委員会の設立、会期不継続の原則の廃止等、提言には国会改革も含まれる。

11月19日 「衆議院改革に関する調査会」が綿貫議長に最終答申を提出。①閣法に対する与党事前審査の見直し、②国対政治の排除、③政治倫理基本法の制定、④衆参、国立国会図書館の調査・立法補佐部門の統合等が内容

同日 小泉首相、21世紀臨調の提言を受け、保岡興治党国家戦略本部事務総長に与党審査の見直し等に関する新ルールの検討を指示

12月4日 民主党国会議員が、議員立法に必要な所属会派の承認を廃止し、議員個人が自由に法案を提出できるようにする国会法改正案を衆議院事務総長に提出。慣行で必要とされている会派承認を受けていなかったため、不受理となる。

平成14(2002)年

3月13日 自民党国家戦略本部(保岡興治事務総長)が小泉首相に「政治システム(最終提言)」を提出

3月20日 参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会、井上裕議長の下での初会合(座長：青木幹雄参議院自民党幹事長)。参議院事務局の合理化等をテーマに協議

3月29日 国会議員歳費法改正(平成14年3月31日法律第5号)。永年在職国会議員の特典廃止(勤続25年以上の議員に対する特別交通費、在職50年

以上の議員に対する憲政功労年金)、さらに議長、副議長を含む国会議員の歳費を4月1日から1年間、1割削減

4月16日 参議院で、国会見学を訪れた小中学生が国会審議を疑似体験しながら議会の仕組みを学習する「特別体験プログラム」が始まる。

4月26日 21世紀臨調、「政治倫理の確立と政治腐敗防止に関する緊急提言—国民と政治家との新たな契約」を公表

6月27日 自由党、「国民主導の国政の実現に関する基本法案」を衆議院に提出(第154回国会衆法34)。政治家主導による国政実現を目指すのが狙い。①内閣法制局の廃止、②官僚が資料説明や情報提供を行える国会議員を大臣、副大臣、政務官に限定、③衆参両院の調査局(調査室)、法制局と国立国会図書館調査部門を統合し、国会議員のシンクタンクとする「国会立法調査院」を設置する等が内容

7月19日 あっせん利得処罰法の一部改正(平成14年7月26日法律第91号)。私設秘書を適用対象に含める。

7月22日 与党国会改革推進協議会、衆参両院の国会公用車整備工場統合の方針を決定

7月31日 衆議院議院運営委員会庶務小委員会で、衆参両院にそれぞれ設置されている国会公用車の自動車整備工場を、経費削減のため平成15年4月までに統合することを決定

8月 自由党と無所属の会等で構成する参議院会派「国会改革連絡会」が、参議院改革の試案をまとめる。参議院の独自性について、党利党略に捕われない「良識の府」と位置づけ、①党議拘束を廃止、②少数意見重視のため、議院運営委員会に参加できる院内交渉会派を10人以上から5人以上に変更、③参議院議員は閣僚にならない等を提言

9月30日 第1次小泉内閣第1次改造内閣発足(自民党、公明党、保守党の連立)

11月13日 小泉首相、与党三党の国会対策委員長会談の席で、国会改革を推進すべきとの考えを強調

平成15(2003)年

1月7日 与野党の国会対策委員長会談で、小泉首相が国会改革の一環として提唱している衆参両院の施政方針演説等の一本化について、憲法が定める衆参両院の独立性の問題に抵触するとの理由から、第156回通常国会で議論することを見送る方針を固める。

1月27日 倉田寛之参議院議長の下での参議院改革協議会、従来通常国会後に行っていた前年度の決算審査を、通常国会中に繰り上げることを柱とする改革案に合意。改革案は、①首相と全閣僚が出席する決算委員会を開催、②次年度予算編成の前に審査を終え、予算編成に反映させる、③審査を早期に実施するため、政府に決算の通常国会前提出を求める等が内容。院の独自性を発揮するには、予算案審議より決算審査に重点を置くべきとする意見が強いことを反映した改革案(29日議長に提出)

1月 衆参両院議長、衆参にそれぞれ設置されている速記者養成所、公用車の整備工場の統合について基本的に合意

2月14日 綿貫衆議院議長の諮問機関「国会議員の秘書に関する調査会」(座長：衛藤藩吉東大名誉教授)設置(2月26日初会合)

2月20日 自公民保4党の有志議員が「衆参両院を統合し、一院制を創る会」の設立準備会。世話人代表は、自民党の衛藤征士郎元防衛庁長官

2月21日 1月末の参議院改革協議会の改革案に基づき、小泉首相ほか全閣僚出席のもとで参議院本会議開催。平成13年度決算についての政府報告、各党質疑が行われ、決算審査が開始される。

3月31日 衆議院自動車整備工場閉鎖。衆参の調整が難航し、衆議院独自の判断で民間委託に移行

5月15日 効率的な国会審議のため、衆参両院の統合を目指す超党派の「衆参対等統一院制議員連盟」設立総会(会長：衛藤征士郎元防衛庁長官、会長代行：鳩山由紀夫衆議院議員)

5月30日 自由党、「国民主導の国政の実現に関する基本法案」を衆議院に提出(第156回国会衆法25)

- 6月10日 衆議院議会制度協議会、逮捕・拘置中の国会議員の歳費等の支給凍結について協議
- 6月16日 参議院本会議で、平成13年度決算を承認。参議院が通常国会会期中に決算審査を終了するのは、昭和43年以来35年ぶり
- 同日 参議院規則改正。本会議場や委員会室へのつえの携帯を、国会議員や参考人等に限り解禁。障害者のつえの携帯を想定した措置
- 7月15日 衆議院本会議で、平成13年度決算を承認。衆参両院で通常国会会期中に決算審査を終了するのは、昭和22年の第1回国会以来56年ぶり
- 7月28日 衆議院議院運営委員会理事会で、印刷物廃止（第157回国会から『委員会週報』を、平成16年から『委員会審議要録』を各議員に印刷・配布することを廃止）、削減（対象は『衆議院公報』、『委員会議録』）等の国会改革案を了承。同日開催された参議院議院運営委員会では、自動車整備工場の廃止、民間委託を決定。参議院改革協議会では、議員の海外派遣のあり方について協議
- 9月22日 第1次小泉内閣第2次改造内閣発足（自民党、公明党、保守新党の連立）
- 9月25日 「国会議員の秘書に関する調査会」答申。議員の三親等以内の親族の採用禁止、70歳定年制、兼職禁止等が内容
- 11月19日 第2次小泉内閣発足（自民党、公明党の連立）

平成16 (2004) 年

- 1月8日 民主党の菅直人代表、東京都内で開催された憲法に関するシンポジウムで、民意の反映は二院制より一院制のほうがはっきりするのではないか、として、憲法改正に当たって現行の二院制を見直すことに前向きな姿勢を示す。
- 3月31日 幹部公務員の給与に関する有識者懇談会（内閣官房長官の諮問機関）、報告書を提出。行政の幹部公務員が検討対象であるが、参考として、立法府・司法府の幹部公務員給与が取り上げられた。
- 4月7日 21世紀臨調、「参議院議員選挙のあり方に関するわれわれの見解」の中で、衆参両院制度

の見直しを憲法改正の課題にするよう提言

- 4月14日 参議院憲法調査会「二院制と参議院のあり方に関する小委員会」開催。3人の参考人（岩井奉信日大教授、大石眞京大教授、蒲島郁夫東大教授）は、いずれも一院制導入論に疑問を投げかけ、二院制維持が妥当との立場から参議院改革のあり方について論述
- 5月12日 国会議員秘書給与法の一部改正（平成16年5月19日法律第46号）。議員の配偶者の新規採用禁止、65歳定年制、兼職の原則禁止等
- 6月16日 衆参両院議長の諮問機関「国会議員の互助年金等に関する調査会」（座長：中島忠能前人事院総裁）設置
- 8月6日 衆議院議院運営委員会理事会、政府・与党が民主党に提出抑制を求めていた質問主意書の取り扱いを協議。① 提出された質問主意書を理事が事前に審査する、② 資料要求と見られるものには修正を促す、③ 会期終了日前日を提出期限にすることを申し合わせる。
- 8月17日 参議院、決算重視の施策として超党派によるODA（政府開発援助）調査のための初の議員派遣を実施
- 9月27日 第2次小泉内閣改造内閣発足（自民党、公明党の連立）
- 10月20日 衆議院議院運営委員会理事会、平成17年度の速記者養成所学生募集の中止を決定
- 11月18日 川崎二郎衆議院議院運営委員長、所属会派の承認が必要だった議員立法の自由化、押しボタン式採決の衆議院導入を提言。衆議院議院運営委員会理事による検討を開始
- 11月30日 参議院、見学者に国会の歴史や活動内容を紹介する「参観ロビー」及び議会史料室を開設
- 12月1日 参議院改革協議会、扇千景参議院議長の下での初会合（座長：片山虎之助参議院自民党幹事長）。「一票の格差」是正等を検討する専門委員会（選挙制度）の設置も決定

平成17 (2005) 年

- 1月20日 衆参両院議長の諮問機関「国会議員の互助年金等に関する調査会」が答申提出。現行法を

- 一旦廃止し、新規立法により制度を衣替えることを提案。新制度では国庫負担を50%まで縮減、給付減、納付増
- 2月28日** 衆議院予算委員会第二分科会で、聴覚障害者3名が手話通訳者の手の動きを見ながら審議を傍聴。昭和63年に衆議院議院運営委員会理事会で手話通訳者を公費で手配する制度が決定されて以来、委員会や本会議で利用されたのは初めて
- 3月1日** 小泉首相、国会改革が遅れていることを批判する発言。具体的には国会幹部職員給与、議員年金、衆参両院で施政方針演説を同じように2回すること等の見直しを指摘
- 3月9日** 参議院憲法調査会の二院制と参議院の在り方に関する小委員会、報告書を提出
- 3月10日** 衆議院議院運営委員会庶務小委員会及び図書館運営小委員会開催。国会職員の給与や身分のあり方について検討を開始
- 4月6日** 国会職員法改正（平成17年4月13日法律第28号）。国会職員の懲戒処分に「停職」を追加
- 4月7日** 国立国会図書館法改正（平成17年4月13日法律第27号）、国会職員の給与等に関する規程改正。館長給与が衆参両院法制局長と同額に減額される。
- 4月15日** 衆議院憲法調査会、河野洋平衆議院議長に報告書を提出。二院制は維持し、衆参両院の役割分担の明確化、選挙制度に違いを持たせるとの多数意見
- 4月20日** 参議院憲法調査会、扇参議院議長に報告書を提出
- 5月10日** 衆議院議院運営委員会、本会議採決での押しボタン方式導入を見送る方向となる。党内意見を集約した自民、公明、民主の各党理事から「党内に積極的な意見はなかった」との報告があったため。
- 6月7日** 参議院決算委員会、平成15年度決算を自民、公明両党の賛成多数で承認。3年連続で、次年度予算の概算要求前に決算審査を終了するスピード審査となる。
- 6月14日** 衆議院議院運営委員会庶務小委員会、「国会特別手当」を平成20年度から、「衛視特別手当」を平成18年度から廃止することを決定
- 7月1日** 国立国会図書館、帝国議会の議事録を同館のHPで公開。当初は第91回及び第92回帝国議会のみ。平成21年度までに、すべての議事録を閲覧できるようにする予定
- 7月22日** 参議院議院運営委員会理事会、「手書き速記」を段階的に廃止し、PCを使った「新速記システム」実用化を目指すことを正式に決定。これに伴い参議院速記者養成所の入所者募集を平成18年度以降実施しない方針
- 7月28日** 自民党行政改革推進本部国会改革委員会初会合（委員長：鴻池祥肇参議院議員）
- 同日** 参議院議院運営委員会理事会、聴覚障害者が国会審議を傍聴する際、手話通訳者を公費で手配することを決定。衆議院では昭和63年に、通訳者を公費で手配する制度が導入されていたが、参議院では初の措置
- 9月21日** 第3次小泉内閣発足（自民党、公明党の連立）
- 9月29日** 日本青年会議所（JC）、独自の憲法草案「日本国憲法 JC 草案」を公表。国会については、政策決定を迅速化することを目的に、衆参両院の二院制を改め、一院制を採用することを提案
- 10月13日** 衆議院議会制度協議会で、議員年金に関する与野党改革案が示される。与野党とも議員年金廃止を掲げる点は同じものの、その方法が異なり協議は平行線に終わる。
- 10月19日** 自民、公明両党の幹事長国対委員長会談で、議員年金制度の平成18年4月からの廃止に合意
- 10月28日** 国会議員歳費法改正（平成17年11月7日法律第109号）。国会議員の歳費を平成18年度から1.7%減額
- 10月31日** 第3次小泉内閣改造内閣発足（自民党、公明党の連立）
- 11月9日** 小泉首相、経済財政諮問会議の席上、公務員総人件費削減に関し、現在は衆参別々になっている国会職員を両院兼務とすることで定員を削減すべきとの考えを示す。

平成18(2006)年

- 1月20日 衆議院議院運営委員会に衆議院事務局等改革小委員会を設置。衆議院事務局等の組織・機構のあり方、定員、給与、外部委託等業務のあり方、衆議院所管の国有財産のあり方等を検討
- 2月3日 国会議員互助年金法を廃止する法律成立(平成18年2月10日法律第1号)
- 2月10日 自民党行政改革推進本部(本部長:衛藤征士郎衆議院議員)総会、国会事務局の改革案を了承。職員数を5年間で10%以上純減するとし、そのために①速記、運転、警務の機械化・民間委託化、②衆参両院法制局の統合、③国立国会図書館等の独立法人化、④衆参両院事務局の調査室・調査局と委員部の統合、等の措置を講ずることを提言
- 2月14日 自民党行政改革推進本部の国会事務局改革案、党総務会で了承
- 2月21日 自民党、「国会事務局等改革に関する提言」を衆参両院議長に提出
- 3月9日 衆議院議院運営委員会衆議院事務局等改革小委員会、衆議院の議員宿舎と議員会館を結ぶ送迎バスの本数を減らすことを決定。平成19年度通常国会から、従来の朝3便、夕方2便を朝2便のみとする方針
- 4月5日 衆議院議院運営委員会衆議院事務局等改革小委員会、衆議院が所管する4施設(速記者養成所、法制局分室、事務局分室、職員研修所)を売却処分する方針を決定。不要な資産を処分し無駄をなくすことが目的
- 4月19日 衆議院議院運営委員会衆議院事務局等改革小委員会、衆議院事務局及び法制局の職員数(平成17年度末の定員1,795人)を今後5年間で5%純減し、平成23年4月に1,700人にする方針を

決定

- 5月31日 衆議院議院運営委員会衆議院事務局等改革小委員会、衆議院事務局改革案をまとめる。事務総長の給与引下げ、速記者養成所等の遊休施設の処分、立法機能・行政監視機能の強化等が内容
- 6月14日 参議院議院運営委員会理事会、参議院事務局改革案をまとめる。①職員数(平成17年度の定員1,361人)を5年間で5.29%超純減、②事務総長の給与引下げ、③平成18年度中に業務課と管理課を統合、④速記者養成所の廃止、⑤議員宿舎と議員会館を結ぶ送迎バスを現在の2台から1台に減らし、便数も削減すること等が内容
- 6月16日 衆議院議院運営委員会理事会、聴覚障害者が国会審議を傍聴する際、要約筆記者を公費で手配することを決定

(武田美智代・山本真生子作成)

〈注〉

1. 年表にあげた事項は、平成18(2006)年6月18日までのものである。
2. 政党名は略称で表記した。(例:自由民主党→自民党、自民等)
3. 日付が特定できなかった事項については、該当する月の最後に日付を入れずに記述した。

〈主要参考文献〉

- 「21世紀臨調 — 政治改革の軌跡」 <http://www.secj.jp/s_library/seiji_chronology.htm>
- 「参議院 — 参議院改革の歩み」 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_d02_01.htm>
- 新聞各紙
- 各種改革提言
- その他